

「誤った死刑」 前坂俊之著 三一書房

(1984年3月刊)

(このドキュメントは 1984年3月に「三一書房」から出版したものです。)

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、誤った死刑が多発したのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な死刑事件のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

第2章 真犯人は誰かー財田川事件

「見込み捜査で逮捕」

香川県三豊郡財田村。「讃岐に雨少なし」といわれ、ため池が日本一多い香川県。財田村はその最西部に近く、四国山脈に接し、高知、徳島の県境に近い。昔、大干ばつで一木一草がみな枯れてしまった中で、この一帯だけがよく稲穂が実っていたところから、“たからだ（財田）の里”とも呼ばれていた。

良質米の産地で知られ、高知や徳島からこの財田米を求めて買いにくる者が多かったという。

敗戦の混乱が尾を引いていた昭和二十五（一九五〇）年二月二十八日、この村の闇米ブローカー・香川重雄（当時六十二歳）が何者かに殺され現金一万三千円を強奪された。香川は寝室で就寝中に刃物で全身二十九所を刺され、惨殺されていた。部屋は血しぶきが飛び散り、目をそむけたくなるような光景だったー

これが財田川事件の発端である。この事件にも冤罪の共通した構造がみられるが、見込み捜査と別件逮捕、拷問、自白強要を強引に重ねて、一番近い容疑者を犯人に仕立て上げる初期捜査の過程は記録を読むだけで実にリアルに描かれている。検証調査では、被害者の状況は次の通りであった。

「被害者へ香川）は南西に頭部を向け、仰向けに倒れており、右足は柱に踵をつけ、真直に延ばし、左右は角度四五度位に開いており、両手は虚空をつかんでいたが、両手共刺傷を負い鮮血にまみれている。寝具、下布団南側には背中あたりの付近まで血こんが多量に付着し、同人の枕もとにも位置は変ることなく、右側上部に血こんを認められ就寝中の頭部に当るふすま及、左側ふすまにも飛沫状血こんが付着していて……。その出血はなお顔を左に振っているため左肩、左胸部下方のたたみに多量に流出し、約二尺平方は血の海となっている」

現場はこのように血の海となっているのに、谷口や被害者の胴巻きに血痕がついてないことが、その後問題になってくる。

当時はまだ国家警察と自治体警察に分かれていた。地元の三豊地区警察は国家警察香川県本部捜査課の応援を得て、捜査に乗り出した。

香川は徳島、高知県方面からくる闇米商相手のブローカーで、小金をためているとの評判だった。同県警はこれらの買出人との金銭のトラブルとみて広範な捜査を行った。一部悪質な買出人は食管法などで検挙し、関係者六十五、六人を取調べたが、これといった線は出なかった。これと並行して、痴情、怨恨

関係も捜査したが、犯人は浮かばなかった。

事件は迷宮入りの色が濃くなった。捜査本部はあせりはじめた。約一カ月後の四月一日、近くの三豊郡神田村農協会へ強盗が入り、職員を一人傷つけて逃走した。谷口ら二人が犯人として、その日の夕方に描まった。手口が似ているところから、「財田川事件も谷口か？」と同本部は色めきたった。谷口は当時・十九歳、地区では札つきの不良少年だった。それに以前に、香川宅にドロボウに入っていたこともあり、谷口が一挙に容疑者としてクローズアップされたのである。

このあたりのいきさつは捜査主任・宮脇豊警部補が公判で証言している。

「捜査本部を置いた時、『どういう悪い人間がいるか』と尋ねたら、地元であれば谷口と石井（注、強盗傷人の共犯者）じゃ、というので、刑事に調べてくれと頼んだ。刑事からは『あれはたいしたことはないぜ』というてきたところが、谷口が財田農協で強盗傷人をしたのです。（中略）谷口だと一般的な風評も高くなったのです。何故かといえば、谷口は平素荒っぽい、金は使う怠ける不良の頭格で（中略）火のないところに煙は立たんという喩へもあるから、もう少し調べてと思って三豊地区留置所に拘留して取調べを初めた」

「的確な証拠はないが、この状況で七月下旬ごろ、県の捜査課へ報告したのです」

宮脇主任自身が認めている通り、この段階で谷口を犯人と決める物的証拠はなかった。一般的な風評や火のないところに煙が立たないという、たったそれだけの典型的な見込み捜査で、谷口は逮捕された。しかし、谷口は簡単に強盗殺人を自供したのではない。五カ月以上もの長期拘留。その間、何度も別件容疑で逮捕され、留置所をたらい回しにされた末のことである。自白に至るまでの過程はこれまでの冤罪事件の中でも最悪のパターンである。

谷口の逮捕、拘留、身柄の移動は、次の通りである。

①25年4月1日	神田村農協強盗傷人で逮捕	丸亀拘置支所
②同年4月19日	同事件で起訴	同
③同年4月20日	移監	三豊地区本署
④同年6月7日	移監	丸亀拘置支所
⑤同年6月21日	強盗傷人で懲役三年六月の判決	丸亀拘置支所
⑥同年6月21日	移監	高瀬警部補派出所
⑦同年6月29日	窃盗事件で再逮捕	同
⑧同年6月30日	強盗傷人事件の判決確定	同
⑨同年7月11日	暴行恐かつ事件で再々逮捕	同
⑩同年8月1日	強盗殺人で再々逮捕	同

⑪同年 8 月 23 日 同事件で起訴

同

⑫同年 8 月 29 日 移監

丸亀拘置支所

「拷問と利益誘導」

谷口は四月十九日に強盗傷人で起訴され、八月二十三日に強盗殺人で起訴にもち込まれるまで計百三十二日間拘置された。この間、窃盗、暴行恐かつの別件逮捕、釈放をくり返している。強盗殺人の本件ではっきりした証拠があるのなら、こんな別件で次々と身柄を拘束する必要はあるまい。あくまで、強盗殺人の自白をとるための別件逮捕、拘留であることはいうまでもない。

しかも、拘置場所が丸亀拘置支所—三豊地区本署—丸亀拘置支所—高瀬警部補派出所—丸亀拘置支所と三カ所をタライ回しにされている。強盗傷人で判決が確定した段階で、丸亀拘置支所から刑務所に移監されるのが普通であろう。ところが、三豊地区本署の管轄外の高瀬警部補派出所留置場に谷口を移監し、ここで三カ月近くも拘留した。本署と比べ派出所はいろいろな面で不便なことはいうまでもない。谷口以外には誰もここの留置場には拘留されていない。三豊地区本署で谷口は一カ月留置されたが、一度も調書をとられていないのに、この派出所に移監されて谷口は一挙に自白している。なぜ、同本部は谷口を管轄外の派出所の留置場に移したのか。それは第一審の公判で明らかになる。

昭和二十五（一九五〇）年十一月六日の高松地裁丸亀支部の初公判で谷口は「自白は拷問や利益誘導によって無理矢理させられた。アリバイはある」と無実を主張、起訴事実を全面的に否認した。

谷口が主張した拷問は一

- ①食事の量を減らして空腹、飢餓状態にした上で、昼夜の別なく取調べを続行して睡眠不足、疲労困ぱいに陥れた。さらにロープで縛り、手は手錠をかけて正座させて何回も失神させた。
- ②宮脇主任は私を官舎に招き、酒をふるまい、菓子を与え、自分の妻子が同席するところで、私に歌を唄い、ハーモニカを吹くことを許して、家族同様にして利益誘導した一などである。

こうした拷問のほか、谷口は犯行当日には自宅座敷八畳間で弟の孝と一緒に就寝していたとアリバイを主張した。

同地裁支部は宮脇主任ら警察官五人、検察事務官ら二人を証人として呼び、取調べのいきさつや拷問の有無を調べる一方、谷口の父母や弟からもアリバイの点を調べた。

宮脇主任は手錠や正座などの拷問はきっぱり否定した。が、減食の点は次のように証言した。

「本人が腹が空くといい、丸亀の拘置所より悪い（待遇）というようなことをいい、被告人は大食漢と聞いていたから、事件には関係ないことなので、谷口の親に米麦を持ってきてくれと頼み、弟から五回位に約一斗四升と三回に現金八百円を差し入れさせたことがある」（三回公判）

「捜査状況報告書にあらわれた被疑者」

では、財田川事件の真犯人は一体誰なのだろうか。それを追及するのは事実上、難しい。

昭和四十七（一九七二）年九月三十日の高松地裁丸亀支部の再審棄却決定でも、裁判長は次のように欺いているほどだ。

「二十年以上も経過した今日において、既に珠玉の証拠も失われ、死亡者もあり、生存者といえども記憶はうすらぎ、事実の再現は甚だ困難にして、むなしく歴史を探求するに似た無力感から、財田川よ、心あれば事実を教えて欲しい、と頼みたい衝動をさえ覚える」

ただ、真犯人をさぐる手がかりだけは残されている。再審請求の審理中に、検察側が公判に提出した「財田村強盗殺人捜査状況報告書」や昭和五十三年十月にこれまた検察庁が提出した「強盗殺人事件検挙について」という報告書である。

これを読むと、谷口がどのように犯人にされたのか、部分的だが、浮き彫りにされている。住民の噂や風評に頼り、刑事の勘で強引に捜査した実態が示されている。決して、科学的で合理的な捜査は行われていない。当時の低い捜査水準を考慮しても、典型的な見込み捜査が浮かび上ってくる。

捜査状況報告書は計三通、殺人事件検挙報告書は二通である。谷口が犯人としてどのようにしぼられて行ったのか、これらの報告書からその過程をみてみよう。

捜査状況報告書の第一報は昭和二十五年三月十一日付である。香川県警察隊長から国警本部捜査課長に送ったものだ。被害や殺害状況のあとに「捜査方針の樹立並に捜査経線」の項目で次のように書かれている。

「被害者は札付の闇ブローカーで出入者取引関係が複雑を極め、更に博徒関係、色情関係等も見逃せない実情にあるので、捜査範囲を多面的にとり……」と書いており、捜査は、

- ①被害者に対する敷鑑関係人の捜査
- ②犯行当時の通行人の捜査

- ③素行不良者、前科者等の捜査
- ④事件発生後所在不明となりたる不良者の捜査
- ⑤現場の遺留品捜査並に一般聞込み捜査

など七項目の方針を立て、まんべんなく網を打って初期捜査の常道を踏んでいる。

すでに事件発生後十二日たっており、闇米ブローカー関係の捜査は逸早く進んだ。高知駅に勤務するブローカー二人を逮捕。二人は二月二十六日頃、香川宅やその近隣で精米を闇買した。取締まりが厳重なため、財田駅より運び出せない。やむを得ず、香川宅に運搬用のリュックサックを置き去りにしていたのである。さらに高知市場のブローカーも食管法で逮捕した。この男は二月二十八日、香川宅に立寄り、香川が殺されているのを見つけた。香川の死体にふれたことを第三者に話したのである。さらに、この男と一緒に買い出しにきた四人も追及している。報告書の最後には、宮脇警部補らを班長にした捜査員十人が二班に分かれ、ブローカーの現地捜査のため、高知、徳島両県に出張したと書かれている。

以上をみると、発生直後には闇米ブローカーの金銭をめぐるトラブルが本筋とみて、捜査していたことがうかがえる。

さらに、第二報は一カ月後の四月十一日付である。捜査は大きく進展し、第一報以後に捜査線上に現われたものを含め、容疑者は計百十三人にのぼった。

- 前科者性行不良者 三十七人
- 闇ブローカー 五十三人
- 色情怨恨関係 十五人
- 遺留品関係 八人

このうち闇米ブローカーは食管法などで、その他の者も別件容疑で次々に取調べられ、フルイにかけられた。容疑者は一人一人消えていく。その捜査経過が簡略に紹介されているが、闇米ブローカー出入者の捜査は思うように進展せず、「多難をきわめており、まだ有力な線を得ていない」と報告されている。

この段階で、谷口は四月一日に三豊郡神田村の神田農協の強盗傷人事件で、すでに逮捕されている。

「谷口は目下勾留中で、事件容疑の点につき、アリバイ等は捜査取調中である」と簡単にしかふれられていない。

以上、四月十一日までの捜査では谷口は多数の容疑者の中の単なる一人であることがわかる。まだ、犯人としてクローズアップされていない。これから五、六月にかけて闇米ブローカー出入者の捜査の糸が一つ一つ切れていくのとは逆に、谷口が急速に犯人として浮かび上がってくる。その過程は五月十一日付三報、六月十一日付、四報をみるしかないが、残念なことに、これらの報告書は

ない。

「かけられた容疑」

高松地検丸亀支部で保存されていた多数の公判不提出記録が紛失しており、これらの調査報告書もそれと一緒になくなったのか、検察側がまだ提出していないのか確かめようがない。とにかく、一番重要な部分がないのである。

三、四報をとばして、七月一日付の第五報をみると、すでに谷口が犯人としてクローズアップされ、鋭意取調中となっている。そして、各線の捜査は行き詰まる。

- 〔闇米ブローカー出入者〕六十六人の容疑者を洗い出したが、有力なる者の発見に致らなかった。
- 〔色情怨恨関係〕十人の容疑者を洗い出したが、本件の容疑は認められなかった。
- 〔前科者不良者関係〕六十三人の容疑者を洗い出したが、厳重な取調べを進めたところ、谷口が大きく捜査線上に浮かび上がった一とされている。

谷口にかけられた容疑点は―

- ①発生の二月二十七日のアリバイが判然としない。
- ②昭和二十四年八月ごろ、共犯と香川宅に忍び込んで現金一万円を窃取している。
- ③犯行手口として現金のみを狙っている。
- ④同房者に犯行当日朝、血痕付着の服を持った男二人が財田駅から乗車したと、駅員がもらしていたという事実無根の事を話しかけ、捜査の注目をそらした。
- ⑤凶暴性があり、本件のような事犯も敢行すると認められる。
- ⑥強盗傷人事件を容易に陳述し、殺人事件から注目をそらそうとする態度がうかがわれる。
- ⑦取調中、「殺人は保釈があるか」と捜査員に質問した。
- ⑧看守に対し、「嘘でもよいから自白してやろうか」と話した。
- ⑨看守に対し、「俺のような体格のよい者は絞首台で一日では死なず助かるかも知らん」と話した。

以上の容疑点から、谷口は犯人とみられ追及された。

ところで、読者はこの容疑点をみてどう思うだろうか。なるほど、谷口が怪しい、疑わしそうな断片的な材料だけはたくさん並べられている。しかし、どれも状況証拠ばかりで決定的なものはない。谷口は悪い奴だから、強盗殺人も

やりそうだし、谷口が苦しまぎれか冗談で話したかも知れぬ言葉までが、容疑に挙げられている。確かに、谷口には、疑わしい点はたくさんある。しかし、強盗殺人の犯人が谷口であるためには、両者を直接結びつける確実な物証がなければならぬ。香川を三十数カ所も刺し殺すほどの動機もなければ、返り血も浴びていないし、凶器も発見されていない。物証はまったくないのだ。

谷口にかけられた容疑を一つ一つ検討してみよう。

- ②は、いわゆる「識がある」というヤツで、香川宅の様子を知っているということだが、それが即強盗殺人と結びつかない。
- ③は、現金だけを狙うドロボウや強盗は数多くおり、何も特別際立った手口ではないし、香川宅で現金が盗まれていたからといって、両者を結ぶ可能性は少なく容疑としてあげるほどのものでもない。
- ④は、どのような脈らくで、谷口が発言したのか、前後の会話がわからないと判断のしようがない。谷口を怪しいと思う捜査陣には捜査の注目をそらしたと映る発言も、もし谷口が犯人で、用心深い男なら、逆に怪しまれるような言葉は一切吐かなかっただろう。小さな田舎町では殺人事件は滅多に起こらぬ大事件だから、いろいろなウワサ話や憶測、推測をするのは当然といえは当然なのだ。
- ⑥⑦⑧⑨とも、この類いの会話の中の一断片で、谷口が犯人かも知れぬという色メガネでみれば、すべての会話が怪しくなってくる。
- ⑤などその典型で、「あいつは悪いヤツで凶暴性があるからやりかねない」という偏見が即容疑にされているのである。

以上の容疑点からは、谷口は怪しい、疑わしいとはいえても財田川事件の犯人と結ぶ物的証拠とはいえないことは自明であろう。ここが、すべての冤罪事件のポイントだが、状況証拠や疑わしいという人の話や本人の言葉だけで、犯人と見込みをたて、あとは別件逮捕、長期拘置で責めたて、自白をとって、つじつまを合わせる。物証による科学捜査を無視した自白偏重の見込捜査が、典型的にあらわれている。可能性をいくら積み上げても、現実にはならないし、谷口は疑わしいと百回叫んでも谷口は犯人にはならない。「谷口がくさい」という刑事の勘から、犯人視すると何でもない谷口の一挙手一投足がすべて怪しく犯人にみえてくる。捜査官が自らの偏見を増幅して、その落とし穴にはまったのだ。

容疑点の中で一番問題になりそうなのは①のアリバイ関係だが、これも谷口は当夜、自宅で寝ていたと主張したのだが、家族の証言は信用ならないとして頭からしりぞけられてしまった。こうして谷口に犯行が押しつけられた。

「真犯人は誰か」

八月二十六日に強盗殺人事件検挙についての報告書が三豊地区警察署長から香川県警察隊長あてに出された。

その中で「検挙の端緒」の項目には、はっきりと次のように書かれている。

「いわゆる、刑事眼的な『勘と手口』等より推察引致して各種余罪よりねばり強く追究する一方、アリバイ、金銭遊興関係等細密捜査の手をのぼし其の容疑を深める一方、自供と容疑との矛盾を追求して犯人をして、弁明且、虚偽の陳述の余地なからしめ一步後退二歩前進の経路をたどりつつ任意性の自供に近づけ」

証拠の不在はここでも自らが指摘している。捜査の状況は以下、詳細に順を追って報告されている。事件発生当初は闇米ブローカー関係の高知方面の有力ブローカー十数人に捜査の全力を注いだ。「その方針は不変であった」と書いている。その後、谷口が捕まり、強殺容疑でアリバイなどを調べたが、「的確なる容疑の点をつかみ得ず、十数日にして捜査を打ち切らざるを得なくなり、再度、高知方面のブローカーに主目標を置いた」と。

捜査本部はあくまで高知県のブローカーの線が強いとみていたのだ。が、三、四月の捜査も有力な線にぶつからない。捜査は難航した。そして、谷口の線に大きくカーブした。

そのきっかけは返り血の判断である。捜査本部はこれだけ必死に捜査しているのだから犯人が高知県のブローカーとした場合、返り血を浴びた服やその着替えなどの聞き込みがどこかで引っかかるはずだ、そう考えた。すると、引っかからないのは地理的に近くで深夜、容易に着替え処理できる地元の間人ではないか。地元不良者説に転換したのである。

谷口へ疑惑の目が再び向けられた。しかし捜査は進まない。「容易に強盗事件へ発展せず六月上旬に至るも、依然捜査範囲の縮小を見ず推移しつつあった」

ところが、谷口が捜査員にもらした。

「殺人をしていたら保釈になるだろうか」

同房者にもこんなことも言った。

「香川の事件の犯人は二人連れで、一人は黒服であの夜、血のついた服を手に汽車に乗った。玄人の犯行だ」

この二つの発言に捜査本部は飛びついた。「更に強く犯人としての心証を得たので強盗傷人で判決を受け丸亀支部拘置所で未決拘置中の谷口を新たに窃盗（注・別件）により逮捕状を執行し…」

あとは、前にも書いた数々の容疑点で谷口クロ説はふくれ上がり、自供へとつながっていく筋書きである。

ところで、谷口が犯人に切り換えられる前の闇米ブローカーの捜査は洗いつくされたのか。六十六人の容疑者はすべてシロになったのか。このへんの捜査はあいまいなままなのだ。

当時は食糧難の時代で闇ブローカーは日常茶飯事で横行していた。捜査本部は食管法で関係者を次々に引っぱったので、村人は極度に警戒し、自分も引っぱられることを恐れて捜査に非協力だった。

しかも、捜査員が病気になったり、管区学校に研修のため入校したり、欠員が続いた。「欠員のため、被害の届出が非常に遅延し、又戸口調査や経済取締、地元不良の掌握が出来ておらず、尚、警察に対する協力心は全く認められなかったので捜査に支障をきたした」と捜査の反省点で記している。

本命とされた闇米ブローカーの捜査は進まず次々に糸は切れる。そこに、谷口がちょうどまい具合に捕まった。手口、容疑者としての条件は備えている。浮かんだ容疑者はすべて消えた。残るは谷口一人である。犯人は谷口だと押しつけられた。冤罪の図式は以上のようなものではなかったのか。

(つづく) <禁転載>©